工事番号					(様式-1	.)	
工 事 名 令和7年度 安曇野市消除	方団詰所第1分団	团第2部外2詰所塗装工	上事	金抜	き設計	書	
施工箇所安曇野市豊科							
設計大要		施工方法		請負			
■安曇野市消防団詰所第1分団第2部外2詰所塗	装工事一式	施工期間			日間		
·第1分団第2部詰所 屋根塗装工事 計 100㎡		契約年月日	令和	年	月	日	
·第2分団第1部詰所 屋根塗装工事 計 131㎡		竣工予定年月日	令和 8	8 年 1	月 16	Ш	
・第5分団第1部詰所		契約保証方法    金銭的保証					
屋根塗装工事 計 141 m ・別途指定する建設機械については排出ガス対策型の使用を原則とする。							
・この設計書で施工機械・仮設材の規格、調査条件等の記載及び「人、h、ℓ、%、日、							
時、工数、空m3、掛m2、日・回、日回、供用日、月」の単位により見積りのための参							
		考数量を示したものは任意扱いです。したがって、内訳書の作成や契約を拘束する					
	ものではありません。ただし、指定した場合を除きます。						

No	名称	規 格	数量	単位	単 価 金 額	備考
令和7	年度 安曇野市消防団第1分団	開第2部外2詰所屋根塗装工事				
I	共通仮設工事	率共通費+積上共通仮設分	1.0	式		
П	直接工事費		1.0	式		
	純工事費 計					
IV	現場管理費		1.0	式		
	工事原価 計					
V	一般管理費		1.0	式		
	工事価格 計					
	消 費 税		1.0	式		
	工事費 合計					

内訳総括表 2ページ

No	名 称	規格	数量	単位	単 価	金額	備考
I	共通仮設工事						
I -1	( 率仮設分 )						
	仮設建物	現場事務所	7				
	仮設建物	管理事務所					
	仮設建物	現場トイレユニット					
	工事用用水電力						
	機械器具損料		<u> </u>   1.0	式			
	安全管理費						
	各種試験費						
	工事管理写真費						
	整理清掃	全般的な物	<u> </u>				
	I -1( 率仮設分 ) - 計						

内訳総括表 3 ページ

No	名称	規格	数量	単位	単 価	金 額	備	考
П	直接工事費							
A-1	第1分団第2部詰所 屋根塗装工事		1.0	式				
A-2	第2分団第1部詰所 屋根塗装工事		1.0	式				
A-3	第5分団第1部詰所 屋根塗装工事		1.0	式				
	Ⅱ - 合計							

内訳総括表 4 ページ

No 名 称	規 格	数 量 単位	単 価	金額	備考
A-1 第1分団第2部詰所 屋根塗装工事					
1) 直接仮設工事		1 式			
2) 塗装工事		1 式			
A - 1 合計					

1-2 5ページ

No 名 称	規格	数 量 単位	単 価	金 額	備考
1) 直接仮設工事					
外部足場	くさび緊結式足場(手すり先行方式) W=600 掛払・損料・修繕・運搬共 存置1ヶ月間程度				
シート養生	メッシュシート張り 掛払・損料・修繕・運搬共 存置1.0ヶ月間程度				
掃除・片付け	竣工時	100 m2			
1) 小計					
A7 'U'HI					

1-2 6ページ

No 名 称	規格	数 量 単位	単価	金額	備考
2) 塗装工事					
屋根 高圧水洗浄		100 m2			
屋根 塗装	下地調整 +2液型錆止め +フッ素樹脂トップコート	100 m2			
破風・鼻隠し 塗装	下地調整 +2液型錆止め +フッ素樹脂トップコート	5.8 m			
2) 小計					

1-2 7ページ

No 名 称	規 格	数 量 単位	単 価	金 額	備考
A-2 第2分団第1部詰所 屋根塗装工事					
1) 直接仮設工事		1.0 式			
2) 塗装工事		1.0 式			
A - 2 合計					

No 名 称	規 格	数 量 単位	単 価	金 額	備考
1) 直接仮設工事					
外部足場	くさび緊結式足場(手すり先行方式) W=600 掛払・損料・修繕・運搬共 存置1ヶ月間程度				
シート養生	メッシュシート張り 掛払・損料・修繕・運搬共 存置1.0ヶ月間程度	203.0 m2			
掃除・片付け	竣工時	131.0 m2			
1) 小計					
A7 '3'H1					

2-1 9ページ

No 名 称	規 格	数 量 単位	単 価	金額	備考
2) 塗装工事					
屋根 高圧水洗浄		131.0 m2			
屋根 塗装	下地調整 +2液型錆止め +フッ素樹脂トップコート	131.0 m2			
破風・鼻隠し 塗装	下地調整 +2液型錆止め +フッ素樹脂トップコート	7.7 m2			
2) 小計					

2-1 10ページ

No 名 称	規 格	数 量 単位	単 価	金額	備考
A-3 第5分団第1部詰所 屋根塗装工事					
1) 直接仮設工事		1.0 式			
2) 塗装工事		1.0 式			
A - 3 合計					

5-1 11ページ

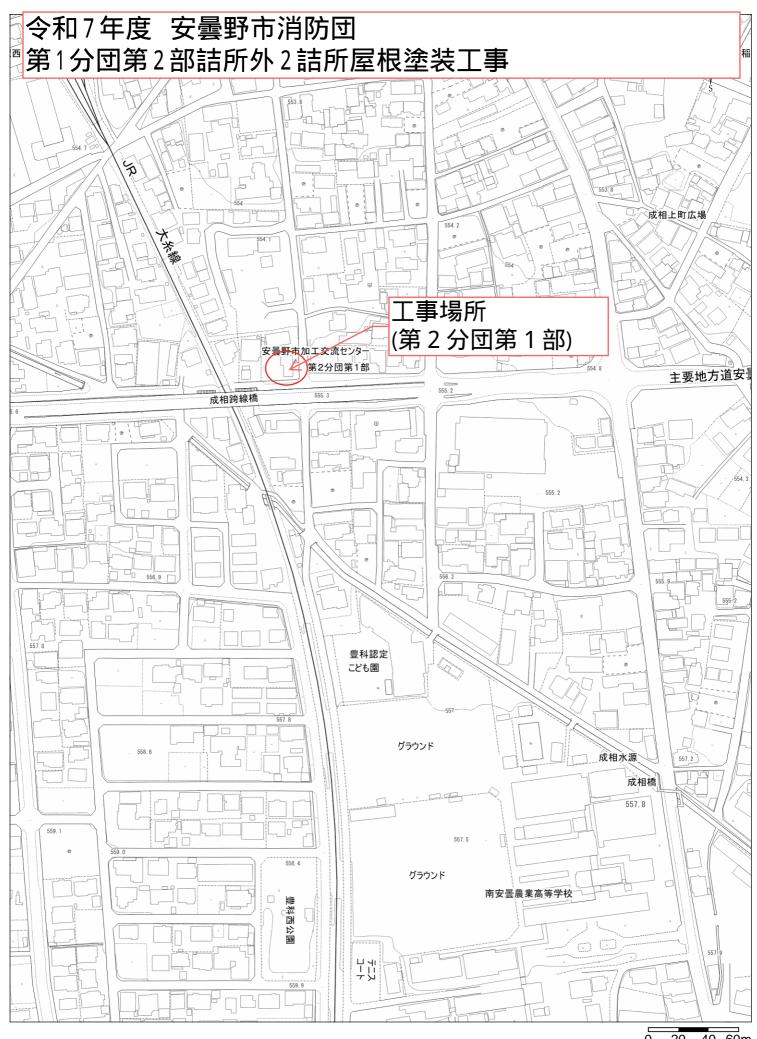
No 名 称	規 格	数 量 単位	単 価	金 額	備考
1) 直接仮設工事					
外部足場	くさび緊結式足場(手すり先行方式) W=600 掛払・損料・修繕・運搬共 存置1ヶ月間程度				
シート養生	メッシュシート張り 掛払・損料・修繕・運搬共 存置1.0ヶ月間程度	211.0 m2			
掃除・片付け	竣工時	149.0 m2			
331132 7 1 1 3 7 2	72 4				
1) 小計					
1/ //١٠١١					

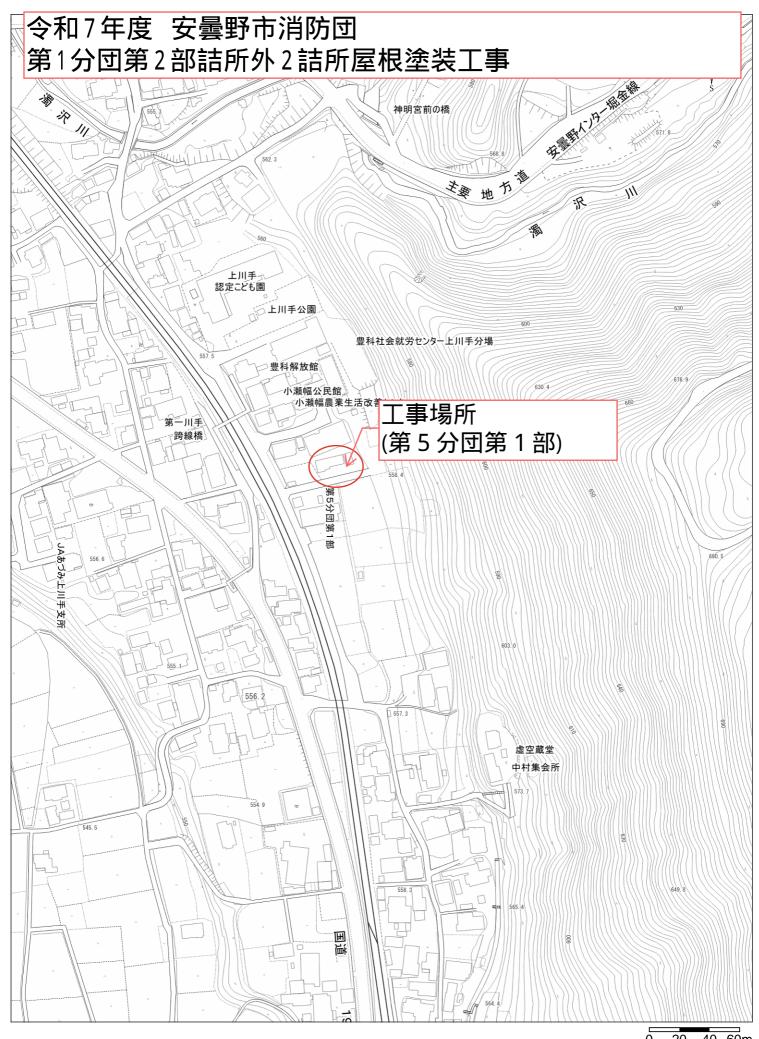
5-1 12 ページ

No 名 称	規格	数 量 単位	単 価	金額	備考
2) 塗装工事					
屋根 高圧水洗浄		149.0 m2			
屋根 塗装	下地調整 +2液型錆止め +フッ素樹脂トップコート	149.0 m2			
破風・鼻隠し 塗装	下地調整 +2液型錆止め +フッ素樹脂トップコート	10.3 m2			
2) 小計					

5-1 13 ページ







# 現場説明書

安曇野市 総務部 財産管理課 施設経営担当

1. 件名(工事名称)

令和7年度 安曇野市消防団第1分団第2部外2詰所屋根塗装工事

2. 工事場所: 第1分団第2部 安曇野市豊科 2560-7

第 2 分団第 1 部 安曇野市豊科 4689-5 第 5 分団第 1 部 安曇野市豊科田沢 4917-5

3. 工事概要: ・消防団第1分団第2部外2詰所の屋根塗装工事一式

4. 工期 契約日 から 令和8年1月16日まで

### 5. 一般事項について

(1)現場説明会

本件の内容は、現場、入札心得、入札公告、特記仕様書、設計図書、安曇野市建築工事の手引等関連する仕様書類、長野県建設工事標準請負契約約款に基づき市が定める契約書(案)及び現場説明書(以下「設計図書等」という。」)によるものとし、現場説明会は実施しない。

(2) 設計図書等に対する質問及び回答について

設計図書等に関する問い合わせは、「入札公告」記載のとおりとし、入札執行が完了するまでの間、本件に関しての面談又は電話(ただし、指定の問い合わせ先は除く。)等は一切認めない。

(3) 工事費内訳書の提出

入札時の工事費内訳書提出については「入札公告」による。

(4) 工事費内訳書記載数量は参考数量とする。

### 6. 本工事における特記事項

(1)工事用地等

本工事に必要な用地は、以下のとおり。

使用目的	使用場所·面積		
資材置場	敷地内		
駐車場	同上敷地		
現場事務所	同上敷地		

### (2) 排水への対応

本工事施工に伴う排水は、沈殿処理・Ph 管理等の各法令を守り、自然環境等へ悪影響を及ぼすことのないよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。ただし、周辺水路についての排水は、管

理者と協議のうえ、同意を得ること。

- (3)工事着手前に事前のお知らせをおこなうこと。また看板等を設置して、工事内容の周知を行うこと。
- (4) 夜間、早朝及び休日での施工を実施する場合は監理者・監督員と打合せを行い、監理者・ 監督員の承諾を得たのちに、必要な場合は近隣への事前通達のうえ施工すること。
- (5)周辺施設利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。
- (6) 感染症対策は十分に講じること。
- (7)各官公庁手続きについて、

事前に監督員・監理者が申請書類等の内容確認をしてから提出すること。

### (8) 残土関係

-・本工の施工において生じる発生土の処分については、下記の処分先を想定して処分費、 運搬費を計上している。

なお、受注者の都合による処分先の変更については、原則として設計変更しない。

### · 建設発生士

受入れ場所・仮置き場所	処分方法	運搬距離	特記事項

・距離指定の場合、残土運搬距離は設計変更の対象とする。

- (9)この工事は執務並行型の工事である。
- (10) 本工事は、「週休2日工事実施要領」発注者指定型週休2日工事の対象である。 なお、週休2日の取組実績に応じて、単価の補正を行い、設計変更を行うものとする。 (工事発注時は4週8休(通期)を想定した設計単価で積算している)

## 7. 本工事に関連する別途発注工事の予定

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考	
・本工事に近接・競合する工事の予定					

発注機関		

<sup>・</sup>改修工事における工事個所の順番は図のとおり。

### 8. 安全対策関係

① 交通誘導警備員

受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

② 安全施設

発注者が想定している仮設(ゲート、仮囲い等)については、仮設計画図に示したとおり。受注者は明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。(任意仮設)

なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予

期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるとき は設計変更の対象とする。

# 9. 工事用道路関係

現場への工事関係車両の入退場の路線は事前に監督員と協議をすること。

## 10. その他

火災保険等への加入期間は、請負契約後から契約工期末日後14日までとする。

# 特記仕様書(共通事項)

総務部 財産管理課

### 1. 保険等

建物(施設)引渡しまで工事受注者は、現場説明事項・施工条件明示事項に定める保険に加入しなければならない。加入期間は原則として工事着手日とし、その終期は工事しゅん工後14日以降とする。

2. 各種調査等に対する協力について

本工事について、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等に対して、 協力しなければならない。

- (1)公共事業労務費調査等
- (2) 資材調査、建設副産物実態調査等
- 3. 工事検査

施工途中において総務部契約検査課職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち 検査を実施することがあるので、検査に協力すること。

4. 被害届等

暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。

- 5. 工事実績情報サービス (CORINS) の登録について
  - (1) 請負金額が500万円以上(税込)の工事については、工事実績情報サービス(CORINS)の登録をすること。
  - (2) 登録する場合は、「登録のために確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受け、次に示す期間内に(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録の手続きを行うこと。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、速やかに監督員に提示すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
    - ① 工事受注時契約締結後10日以内
    - ② 登録内容の変更時変更契約締結後10日以内
    - ③ 工事完成時工事完成後10日以内
- 6. 施工体制台帳に係る書類について
  - (1) 工事受注者は、請負契約した全ての下請業者について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、その写しを監督員に提出すること。
    - (2) 「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。
    - (3) 次の業種についても請負契約に該当するため、(1)と同様とする。
      - ・1日で完了する請負契約、少額な作業・雑工の請負契約
      - ・クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っている場合
      - ・クレーン等の業種オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合

### 7. 主任技術者及び監理技術者の専任について

主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)が専任を求められる工事である場合、監理技術者等を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、次の期間については、専任を要しない。なお、具体的な期間については、監督員との打合せにおいて定めることとする。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの期間)
  - ② 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
  - ③ エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
  - ④ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務 手続、後片付け等のみが残っている期間

### 8. 産業廃棄物等の取扱い

- (1) 廃棄物の処理に当たっては、受注者が自ら処理(分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為)するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、適正に行うこと。
- (2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
- (3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積込み状況の写真、処分状況の写真 を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出するとともに、マニフェストA票、B2票、D票並 びにE票の原本(廃棄物の種類ごとに1セット)を提示すること。

### 9. 再生資源利用促進計画書等

「資源の有効な利用の促進に関する法律」(ラージリサイクル法)に基づき、受注者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成すること。

また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出すること。

対象工事:ラージリサイクル法に規定する一定規模以上の工事

作成方法: COBRIS (建設副産物情報交換システム※) を利用すること。

※(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換サービス 10.安全対策関係

- (1)工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2)安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回以上実施し、この結果は工事日 誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。なお、これにより難い場合は、監 督員と協議するものとする。
- (3) 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」(厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きや

すい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する 基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

### 11. 環境対策関係

- (1) 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
- (2) 夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートの選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。
- (3)汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めること。
- (4) 熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

### 12. 過積載の禁止

- (1)工事の施工計画にあたって、施工計画書に次の事項を具体的に記載するとともに、施工時においても遵守すること。
  - ①積載重量制限を超過しての建設発生土の処理及び資機材(以下「資機材等」という。) の積載重量の厳重チェックを行うこと。
  - ②過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。
  - ③過積載を防止するため、資機材等の購入にあたっては、納入業者の利益を不当に害する ことのないようにすること。
  - ④資機材等の運搬には、さし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車輌及び不表示車等を使用しないこと。また、同車輌からの資機材等の引き渡しを受けないこと。
  - ⑤下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた 者または車輌を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除するこ と。
  - ⑥飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。
  - ⑦土砂等の運搬に関する事業者の選定に当っては、「土砂等を運搬する大型自動車による 交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条の規定に基づき届け出 た団体構成員の雇用に努めること。
- (2)以上の点について、下請業者についてもこれに準じ徹底すること。
- 13. セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について
  - (1)セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良士を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督員に報告する。
  - (2)セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトラ ンドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加 えたものを含める。
  - (3) 六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出 試験実施要領(案)」(以下「実施要領(案)」という。)により実施し、土壌環境基準を 超えないことを確認する。
- 14. アスベスト建材使用箇所等の事前調査
  - (1) 石綿等による健康障害を防止するため、とりこわし、改修工事の解体及び撤去等作業前、

図面・施工範囲目視、その他適切な方法によるアスベスト含有材料の有無について調査を行い、報告書を監督員に提出する。アスベスト含有材料が無かった場合においても書面にて報告を行う。

#### 報告書の記載内容

- ① アスベスト材料の種別
- ② アスベスト形状、飛散可能性の有無
- ③ 製造所・製品名称、製造所の公表するアスベスト含有率 なお、上記調査において、アスベスト分析調査が必要な場合は別途監督職員と協議を行 う。
- (2) 監督員の指示による「石綿(アスベスト)の事前調査結果」、「建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ」について、公衆の見やすい場所に掲示を行う。
- 15. 建設業退職金制度について
  - (1)工事受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
  - (2) 工事受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下 請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付 すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の 建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
  - (3)請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、工事受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を工事締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合又は、建退共対象労働者を使用しない場合においては、あらかじめその理由を書面により申し出ること。
- 16. 資材の市内産優先使用及び市内企業の優先採用
  - (1) 工事受注者は、本工事に使用する材料については、規格・品質等の条件を満足するものについては、市内産資材を優先使用するよう努めること。
    - (2)工事受注者は、工事用資材の調達に当たっては、極力市内の取扱い業者から購入すること。
    - (3)下請契約を締結する際には、市内企業の採用に努めること。
- 17. 再資源化及び再生資源等使用状況

工事受注者は、しゅん工時にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再 資源化の状況、再生資源(再生クラッシャーラン、再生アスファルト・コンクリート、再生土 砂)及び信州リサイクル製品の使用状況について、監督員へ報告すること。

18. レディーミクストコンクリート製造工場の選定について

受注者は、I類コンクリートの製造工場を、JISマーク表示認証工場(改正工業標準化法(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者(コ

ンクリート主任技士等)が置かれ、良好な品質管理が行われている工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定する。

ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。

19. 工事進捗状況報告書

監督員の指示により、毎月の工事の進捗状況を報告書にまとめて提出する。

### 添付書類

- ・工事記録(工事の経過に伴う主な工事内容等の事項を記載した月報)
- ・工事打合わせ記録簿(当月分)
- ・工事写真(工事の進捗状況がわかるものを数枚)
- 20. 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲する。

21. 設計図CADデータについて

本工事の設計図CADデータを貸与する。貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の 作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

22. 完成写真の著作権の権利等について

工事受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とすること。

- ① 完成写真は、市が行う事務並びに市及び市が認めた公的機関の広報に、無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
  - イ. 完成写真を公表すること。
  - 口. 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- 23. 高度技術・創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工に先立ち所定の様式により提出することができる。

高度技術・創意工夫・社会性等の具体的内容がある場合は、「別添様式」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズはA4版とする。

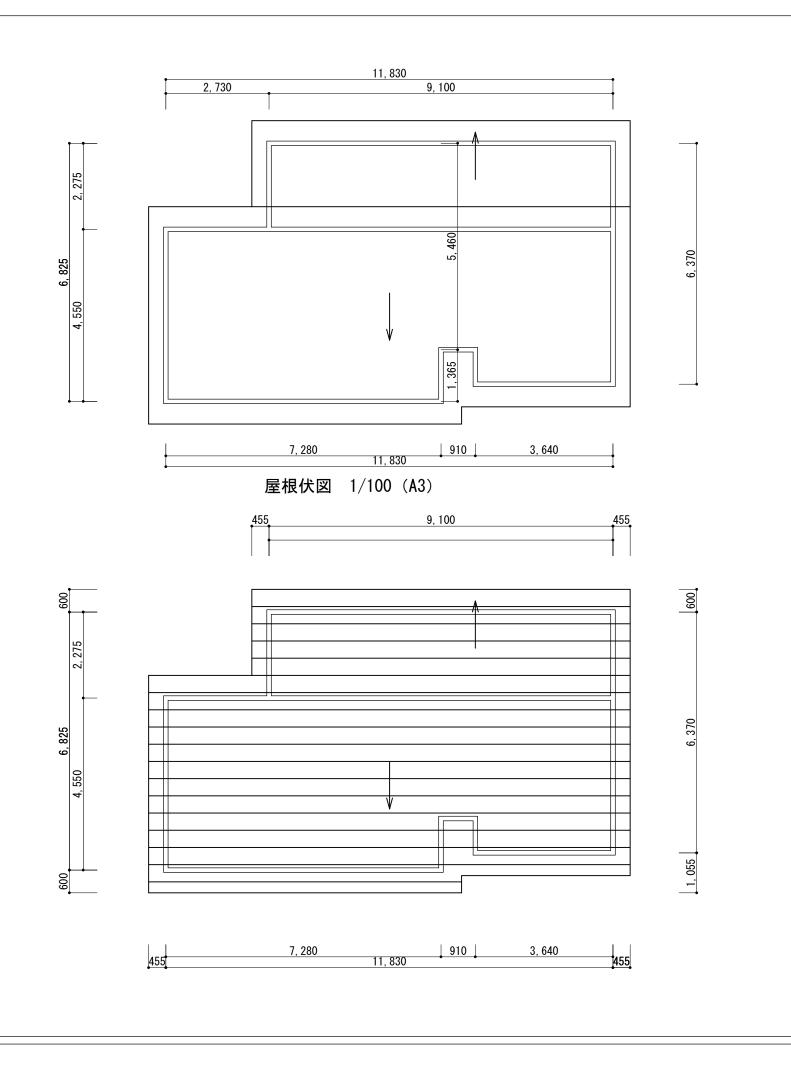
24. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号第20条の2第2項に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、契約を担当する者に対して、その旨を当該事業の状況の把握のため必要な情報を合わせて通知すること。

令和7年2月12日適用版

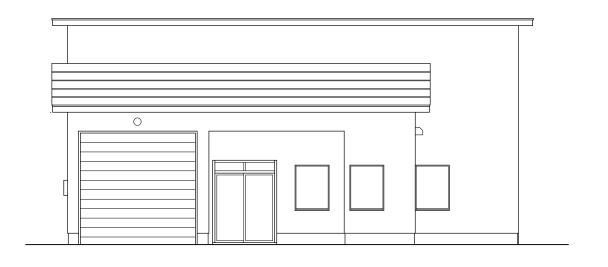
令和7年度 安曇野市消防団第1分団第2部外2詰所塗装工事 改修工事仕様書	11. 化学物質の濃度測定	測定方法 ※パッジ法(拡散法) ・79元/7法(吸引法) [1.5.9] 検査機関 ※環境計量証明事業の知事登録がある者で、監督員が承諾した者	4. 監督職員事務所	規 模 ※10㎡程度 ・20㎡程度 ・ ( )	① ① ① 工事現場の環境 エ 改善について 事 現	工事現場のイメージアップ ● 仮聞い周辺の美化 ・
1 工事概要		測定物質 ※##4478f* tt' ※ト#エン ※キクルン ※エテル^゚ンゼン ※パラジクロロパンゼン ※ステルン	<ul><li>⑤ 工事用水</li><li>⑥ 工事用電力</li></ul>	構内既存の施設	場の環境	地域住民への情報提供 ・完成予想図の設置 ・情報掲示板の設置 ・パンフレットの作成
1. 工事場所 第1分回第2部(安曇野市豊料2500-7)、第2分回第1部(安曇野市豊料4889-5)、第5分回第1部(安曇野市豊料田沢4917-5)	-	測定個所(塗)		※上争・イソアの方と収扱契約局争が別でれてれいの使用量を把握できるようにすること	善善	地域住民とのコミュニケーション ・現場見学会の開催 ・
2. 敷地面積 (㎡) -	_	地階 多目的ホール 施工前後 各 1 個所ずつ 計 2 個所			. 建 設 副	住民に対する災害防止関係
3. 工事種目 改修	_	※試料採取に当たっては、整督員又は整督員が指定する者が立ち会いの下に行う。	①##	屋内の壁及び天井の仕上げ材は、防火材料とする。 ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量の等級	物	○ 契場出入口周辺への誘導員の配備
建 物 別 模 別 構 造 階 数 梁間(m) 析行(m) 建築面積(m) 延面積(m)	-	(七字物質の室內汚染濃度指針値 (七字物質の室內汚染濃度指針値		※規制対象外 第三種	及 び ②産業廃棄物の 取扱いについて	(1)解体工事を伴う場合は、別添の解体工事仕様書によること。 (2)廃棄物の処理に当たっては、請負者が自ら処理 (分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為) する
第 1 分回第 2 部 1 第 2 分回第 1 部 1	-	#8478デヒド トルエン キシレン エチがンセン パラジウロのベンセン スチレン 備 考 事	②下地調整	(7.2.2~7.2.7) (表7.2.1~表7.2.7) 下地面の種類 下地調整の種別 備 考	S O 1	ときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、適正に 行うこと。
第5分回第1部 1	12. 完成図等	※作成する (1.8.1~1.8.3) (表1.8.1)		木部         - RA種         ※RB種         - RC種           鉄網面         - RA種         ※RB種         - RC種	4 0 0	(3) 廃棄物の処理の全部又は一部を受託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を素として許可を取得している者に受託すること。また、施行前に住業廃棄物処理要託契約書の写し、住業廃棄物処理業の許可証
	-	※完成図(※設計図書で示したもの全て ・標仕表1.7.1による ・監督員の指示による) 作成方法 ※原図 用紙 (※トレ・シンケ・ペ・ハ・-A1 ・普通紙A3 )		亜鉛めっき面     ・RA種     ※RB種     ・RC種       亜鉛めっき面 (銅製雑具)     ・RA種     ※RB種     ・RC種	1 関	の写し、許可連撤車両一覧並びに処分地の案内図を整管員に提出すること。 (4) しゅんエしたときは、積込み状況の写真、処分状況の写真、*2727AM票、82票、D票並びにE票の写しを
II 建築工事仕様		作図方法 (※GADで作成し出力 ・ ) ・マイクロフィルム (アパッチャーカート゚付)		モルタル、プラスター面         ・RA種         ※RB種         ・RC種           コンクリート、ALCパネル面         ・RA種         ※RB種         ・RC種         (2-NE)、(2-ASE) 及び (2-FUE) は除く	IN .	監督長に提出すること。 ( 82票及び0票はマニフェスト交付90日(特別管理産業廃棄物は60日)、E票は180日以内に提出するものとし、
1. 共通仕様		<ul><li>※製本(原図の出力、見開きA3版(1部))</li><li>※CADデータ(※CD-R(2部)・ )</li></ul>		せっこうボード、その他ボード面     ・RA種     ※RB種     ・RC種       既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修     (表7.2.4~表7.2.6)		工期内に提出できない場合は、監督員と協議すること。)
(1) 図面及び特配仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営精部監修「公共建築改修工事標準仕株書(建築工事編)最新版」(以下「改修標仕」という。)により、改修標性に記載されていない		※保全に関する資料(2部)		※行わない ・行う (補修範囲及び補修方法は図示)	<ul><li>③再生資源利用促進 計画書等について</li></ul>	「再生資源の利用の促進に関する法律」(以下「リサイクル法」という。)に基づき、請負者は、工事の 着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を提出し、監督員の承諾を受けること。
事項は、国土交通大臣官房官庁営結節監修「公共建築工事標単仕株書(建築工事編)最新版」(以下「標仕 」という。)、及び「建築物解体工事共通仕株書・同解説 最新版」(以下、「解体共仕」)によ	13. 完成写真	下記のものを整督職員に提出する。原版は撮影業者の保管とする。	3. 合成樹脂調合ペイント塗り	新規鉄面の塗りの種別 ・A種 ※B種 (7.4.4)(表7.4.2)		また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を提出すること。
る。 (2)電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの標準		※ カラー写真     外部( ) 内部( )     ※2 ・ ※ 针t' 未版・サビス版       ・パネル(木製枠)     外部( ) 内部( )     ※2 ・ ※ 半切 ・ 全紙	4.79ル酸樹脂エナメル塗り	新規木部の塗りの種別 ・A種 ※B種 (7.5.2)(表7.5.1) 新規鉄面、亜鉛めっき面の塗りの種別 ・A種 ※B種 (7.5.3)(表7.5.2)		対象工事:リサイクル法に規定する一定規模以上の工事又は工事規模が1千万円以上の工事
仕株書を適用する。 2. 特配仕様		・カラースライド     外部( ) 内部( )     ※1 ・ 24×36以上       ※電子データ     外部( ) 内部( )     ※2 ・ ※428万画素以上	5. 2 液形ポリウレタンエナメル塗り	(7.8.2~7.8.4) (表7.8.1~表7.8.3)	④ 4.) I SO 14001関係	(1) 現場で使用する機械は、低器音、低振動、低排力ス型施工機械とすること。 (2) 夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、
<ul><li>(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。</li><li>(2) 特記率項は、○印の付いたものを適用する。</li></ul>		************************************		下地の種類         新規塗りの種別         塗り替えの種別         債         考           鉄面         ※A種         ・B種         ・A種         ※B種	改修	運搬ルートの選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。 (3) 汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めること。
○加の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○加と※和の付いた場合は、共に適用する。		CD-Rにて提出とする。 撮影業者 ※ 建築完成写真撮影の実績のある業者で監督職員の承諾する撮影業者		亜鉛めっき面 ※A種 ・B種 ・A種 ※B種 コンクリート及び押出成形セメント板面 ※A種 ・B種 ・A種 ※B種	デ 事	(4) 地震改良によって、周辺への水質、土壌など地下水に影響を与えるおそれがある場合は監督職員と協議 を行うこと。
(3) 特記事項に記載の()内の表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 特記事項に記載の()内の表示器号は、概任の当該項目、当該図又は当該表を示す。	(4)建築材料等	機彩米省 ※ 建東元県今典機影の米側ののも米省で加当機関の米納 の機彩米省 本工事に使用する経業材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び品質を有するものとし、JIS及び	6. アクリルシリコン樹脂エナメル塗り	コンフリート及の中田成形センフト級国 ※A性 ・B性 ・A性 ※B性	共通	で17フェC。 「参考資料」: 平成12年3月24日付、建設省技研発第40号、同窓建発第10号(改正平成13年4月20日) 「セメント及びセメント高配化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する
(4) 何也中頃-180歳以1]内心安不応では、他江が日郎境日、日郎因又は日郎安を示す。 (5) 特記事項に記載の()内の表示記号は、解体共仕の当該項目、当該因又は当該表を示す。	少处未的付等	本工事に使用する健康材料等は、設計設置に規定する所書の施展及び高度を有するものとし、JIS及び JISマークの表示のない材料及び製造者等は、次の(1) <(6) の事項を高たすものとする。 (1) 品質及が性能に関する拡接データが整備されていること	<ol> <li>77リルシリコン樹脂エナメル塗り</li> <li>常温乾燥形ファ素樹脂</li> </ol>	初現網製器典   次日性	項	・ セメント及びセメント無価化材の地盤改良への使用及ひ改良工の再利用に関する 当画の措置について」 (5) 熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。
		(2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること	1. 米温収率が77米物組	下地の種類 新規塗りの種別 塗り替えの種別 備 考	Constitution of the last	
		(3) 安定的な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること		亜鉛めっき面 ※A種・B種・A種 ※B種	(5)過積載の禁止	資機材の運搬にあたっては、運搬車両の最大機能量を把握し過機能を行わないよう計画すること。また、 飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。
	_	(5) 製造又は施工の実績があり、その情熱性があること (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること		コンクリート及び押出成形セメント板面 ※A種 ・B種 ・A種 ※B種		
東 項目 特記事項	_	これらの材料を使用する場合は、設計図書に変める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外 部機関が実行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督	8. つや有合成樹脂エマルション ^゚イント塗り	新規の塗りの種別 ・A種 ※B種 (7.11.2)(表7.11.1)	(1) ①保険等 そ	(1) 本建築引渡しまで受注者は工事目的物、工事材料等について火災保険を掛けなければならない。
① 適用基準等 ②建築工事標準詳細図 国主交通省大臣官房官庁営精節整修(機新修)		職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 なお、(社)公共建築協会で発行する「建築材料・設備材料等品質性能評価事業建築材料等評価名簿 (最	9. 合成樹脂エマルションパイント	新規の塗りの種別 ・A種 ※B種 (7.12.2) (表7.12.1)	0	(2) 工事期間中請負者の責任において労災保険に加入し、その負担は受注者とする。
- 国主交通省大臣官房官户营精部整修(最新版) 般 共 国主交通省大臣官房官户营精部整修(最新版)		新版)」に指定された材料については上記(1)~(6)に該当するものとする。 また、歯舎欄に商品名が記載された材料については、当該商品同等の性能を有するものとし、監督職員	塗り		他(②その他	(1) 暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害層を速やかに警察に提出すること。
通		の承諾を受けた材料とする。	10. 合成樹脂エマルション模様 塗り	新規の塗りの種別 - A種 ※B種 (7.14.2)(表7.14.1) 塗替えの場合		(2) 工事請負額が500万円以上の工事については、工事実績情報(工事カルテ)の登録をすること。 (ただし工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注時・訂正時のみ
小   公共建築改修工事標準仕様書   国土交通省大臣官房官庁書補部監修 (最新版)   公共建築木造工事標準仕様書   国土交通省大臣官房管補部監修 (最新版)	(15)化学物質を発散する 建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、 次の(1)から(5)を満たすものとする。		既存塗膜         下地調整         種 別           合成樹脂エマルション模様塗り         ※RB種         ※A種		登録するものとする。) 登録する場合は、あらかじめ監督職員の確認を受け、次に示す期間内に(財)日本建設情報総合センター
②建築物解体工事共通仕様書・同解設 国土交通省大臣官房营補部監修 (最新版) 查證处工事公衆災害防止対策要綱 (建築工事編) 建設省建設程深局建設倉課・住宅局建築指導課監修		(1)合板、木質系70-1)が、構造用がお、集成材、単板積層材、MDF、パーナイクルが"・」、その他の木質建材、 197樹脂板、仕上げ塗材及び墜紙はおよび下じ、を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。		・R C種         ※C - 3種           平滞な塗料塗り         ※R B種         ・A種         ・B種		(JACIC)に登録の手続きを行うとともに、登録されたことを証明する資料を監督職員に提出する。 なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
		(2)保温材、緩衝材、断熱材はおは75°とド及び37½を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤は73½酸ゲーローブ 75及び37½酸ゲー2~25×4½を含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、おね755°と				<ul><li>① 工事受注時 契約締結後10日以内</li><li>② 登錄內容の変更時 変更契約締結後10日以内</li></ul>
		ド、トルコ、キシル、エチルンボンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はおもステダヒト、トルコ、キシシン、エチル゙ンざンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。	11. ステイン塗り(0 S)	※ピグメントステイン塗り ・オイルステイン塗り (7.12.2) (表7.12.1)		<ul><li>③ 工事完成時 工事完成後 10日以内</li><li>( 連絡先: (財)日本建設情報総合センター 16.03-3505-2973 )</li></ul>
② 品質計画 建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による [1.2.2] ※風速 (Vo= 30)		(5)上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什么等は、 料AFFFでけ、を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。	12. クリヤラッカー塗り (CL)	新規の塗りの種別 ・A種 ※B種 (7.6.2)(表7.6.1)		(3) 下請負契約締結後、速やかに下請人通知書を提出すること。
※地表面相度区分 ( ・I ・I ・II ・II ・II ・ II ・ II ・ II ・ I		なお、ホムムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホムムアルデヒドの放散が極めて少				(4) 現場施行体制において、受注者は施工体制台帳を作成し、工事期間中工事現場に購え付けるとともに、
③配気保安技術者 ※適用する ・適用しない (1.3.3)		ないものとは放牧量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当 する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。				監督員に写しを提出すること。 また、工事現場における施工の分組関係を明示した「施工体系図」を作成し、これを工事関係者及び
4. 施工条件明示項目 · (1.3.5)		規制対象外				公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。 ※施工体制会様に記載すべき内容
(1.3.8) ⑤ 発生材の処理等 ※別紙解体工事仕株書による ・横外搬出適正処理		①JIS及びJASの F☆☆☆ 規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品				・建設業法施行規則 第14条の2第1項に掲げる事項 ・安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、履用管理責任者名
また、収集・運搬・中間処理・最終処分等の処理について予め監督機員と協議すること。 - 引渡しを要するもの	.	③下記要示のあるMS規格品 a. 非44475° t': 系接着剤使用				(5)下記業種等については、建設工事に関連性をもち、元請負人の指揮、顕整のもと行われるものであるた
- 再生度源の利用を図るもの		b.接着商等不使用 c. 非結475°t't'系接着剤及び結4745°t'を放散させない材料使用				め当工体制合係、施工体系級、契約書及び下請負人通知書等整備すること。また、下記業種同等と考えられるものについても、同様に整備すること。
⑥ 特別な材料の工法 改修標仕及び標せに記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。		d. おおぶが; ti' を放散させない塗料等使用 e. 非44ぶが; ti' 系接着剤及び44ぶが; ti' を放散させない塗料使用				・交通整理員、ガードマン ・産業廃棄物処理業者
① 施工教皇詞査 調査範囲及び調査方法 ※因示 (1.5.2 既在部分の破壊を行った場合の植体方法 ※因示 ・ (1.5.3		f. 非和474でビデ系接着剤及び444745でビデを放散させない塗料等使用				・ダンプ連転(1人観力のダンプ連転手) ・1日で受了する請負契約、小額な作業・領エ・労務のみ単価契約の請負契約
(3) 技 能 士 ※ 適用する (一級技能士を採用している現場である旨の表示をすること。) (1.6.2)		第 三 種 ①JIS及びJASの F☆☆☆規格品				・クレーン作業、コンクリートボンブ打貨等日々の解循契約で行っているもの ・クレーン等の重複オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合
・適用しない 接触体定作業	-	② 建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISOFO規格品				・他の会社から応援者を借上げ、請負契約を締結した場合(臨時雇用関係である場合を除く)
### 17.7771小防水工事作業 ・ ウリンスを選問防水工事作業 ・ アクリスを選問防水工事作業 ・ アクリス・アスティー・アクリス (系列・カー・アクリス) (系列・アクリス) (系列・アクリス) (系列・アクリス) (系列・アクリス) (系列・アクリス) (系列・アクリス) (アクリス) (アクリス	1	<ul><li>()旧JASのFco規格品</li></ul>				(6) 本工事について、公共工事労務費調査、資材調査、建設副産物実態調査等の調査依頼を受けた場合は、 これに協力すること。
* ・						- イルー加ノリラローと。 (7) 施行途中において、検査担当職員及び発注機関の長が指定する職員による、抜打ち検査を実施する
- デーブリッハルーサド来 - 以良リハリボリードディエルリバルーサド来 - FP的水工事作業 - 左官 - 建聚極金(内外装板金作業) 外壁改修工事 - 左官 ・ 44様り - 塗装 (建築産業件業) - 機能接着発注人作業	- ② ① 足場その他	内部足場 種別 ※脚立、足場板等・ (2.2.1)				(バボリ海ボルのから、使車位国際異众の方法機関の支が指よすの職員による、旅灯の検査を実施する 場合においては、これに協力すること。
	-   仮 -   設	Pissuc-# 性別				
<ul> <li>パ液(X)がユーサー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	#	ID版シートによる党生 ※1770はい じガラ 材料、撤去材料等の運搬 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 (2.2.1)(表2.2.1)				
・ 表談(望後作業) ・ 建築大工 ・ 744強り ・ 左官  ※装改修工事 ・ 鉄筋能工 (鉄筋組工作業) ・ 型枠能工 ・ とび	②養生	既存部分の養生 ※ビニルシート等 (2.3.1) 既存常泉等の養生 ※ビニルシート等				
コンクリー57 ロッウ・ALO(1 キル ・ フ* ロッウ 建築	3. 仮設間仕切	取件家具等の授生 ※ビニルンート等 固定家具等の移動 ※行わない ・ 行う (図示) (2.3.2) (表2.3.1)				
- 押出成形が小板工事 - アージャー・ お施工 石工事 - 石材能工 (石張り作業)	-   3. 恢故間江朝	種別 下地 仕上材(厚さ mm) 充てん材 塗装				
- 植栽工事 - 造園	•	- A種 ※軽量鉄骨 ・合板(※9.0 ・ )				NO.
9.投稿工事との取合い 投機機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督機員の承諾を受ける。		※C種 単管下地 防炎シート 仮設原 ※木製原 ※合板張り程度 ※無し			令和7年度	安曇野市消防団第 1 分団第 2 部外 2 詰所屋根塗装工事 A-01
10. 設計GL ※國示 ・設計QL=現校GL						特記仕様書 -改修(1) SAME - DATE SIGN
						UNIE STUM



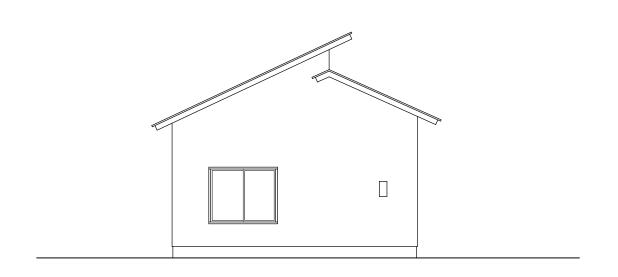


消防団第1分団第2部 安曇野市豊科2560-7

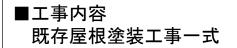




北側立面図 1/100 (A3)



西側立面図 1/100 (A3)

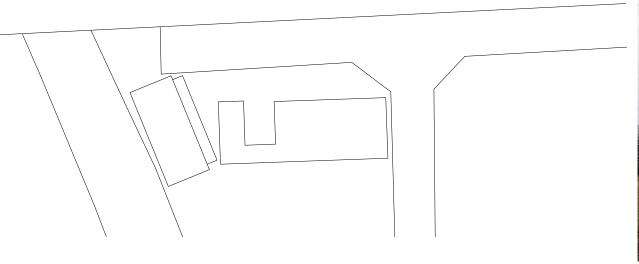


- 全面高圧洗浄
- ・下地調整RB
- ・錆止め塗装
- ・フッ素樹脂塗装











NAME

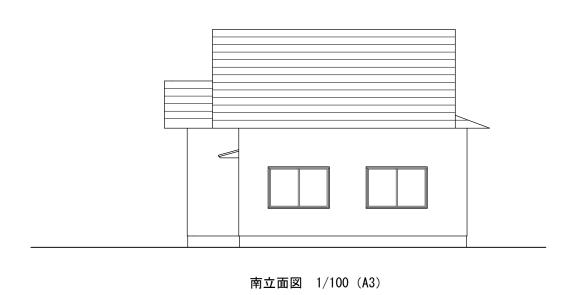
令和7年度 安曇野市消防団第1分団第2部外 2詰所塗装工事

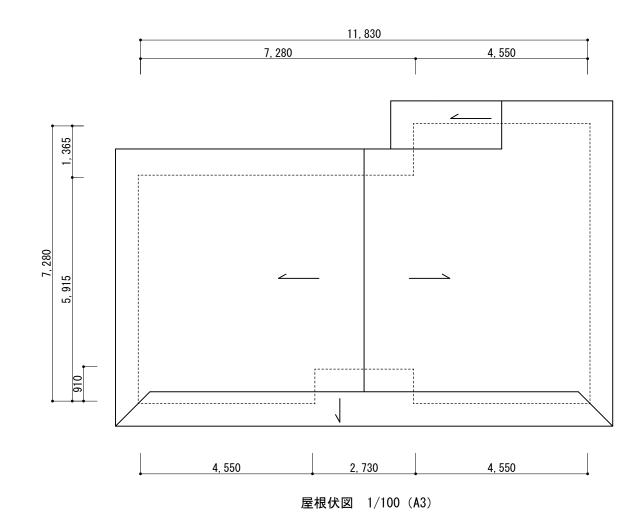
SHEET SCALE 案内図

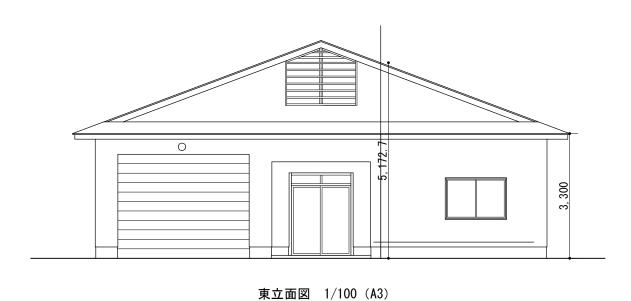
No Scale

第 2 分団第 1 部 安曇野市豊科4689-5



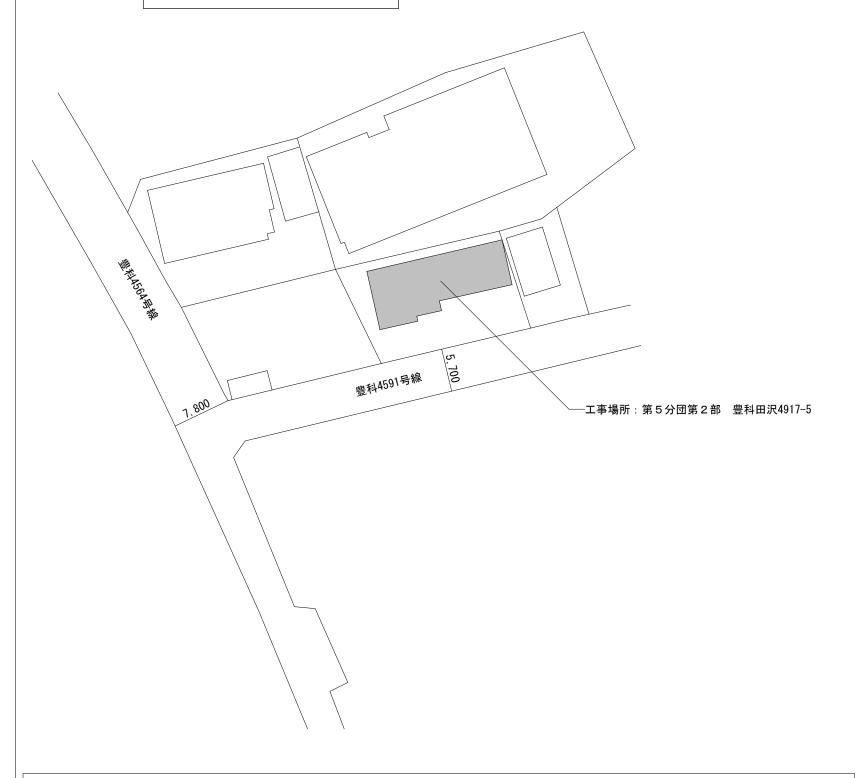






# ■工事内容 既存屋根塗装工事一式

- •全面高圧洗浄
- ・下地調整RB
- ・錆止め塗装
- ・フッ素樹脂塗装









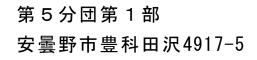
NAME

令和7年度 安曇野市消防団第1分団第2部外 2詰所塗装工事

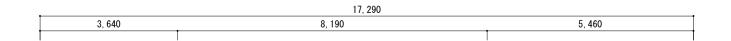
SHEET SCALE

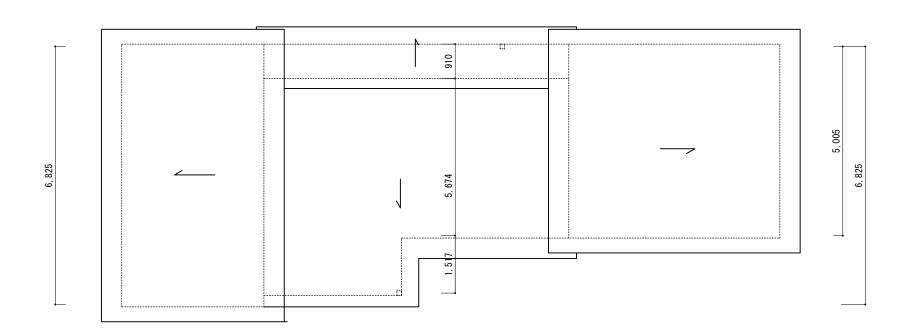
配置図 現場写真 No Scale

A-6

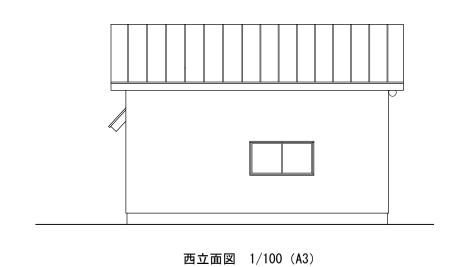


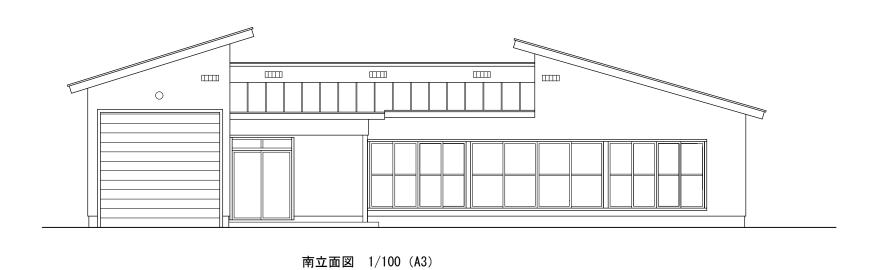






屋根伏図 1/100 (A3)





屋根伏図 立面図